

モードを変える手立ては どこにあるのか

～日本社会に漂う「雰囲気」と人権問題～

連合総研理事長
神津 里季生

筆者は長年の労組役員人生のなかで、とくに連合運動との関りを通じて、わが国の「人権」をめぐる状況に強い問題意識を持つこととなった。ここではその間の経緯について触れつつ、具体的な課題認識を提示しておきたい。

1 「取り調べの可視化」の問題との関り

筆者は、まだ基幹労連の委員長(兼連合副会長)であった頃、連合本部(当時の逢見副事務局長)からの依頼を受け、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」(2011～2014年)の委員として参画することとなった。この部会は、村木厚子さんの冤罪事件(郵便不正・厚生労働省元局長事件)が発端となり検察改革の必要性が大きく叫ばれるもとで設置されたものであった。

そして中心課題であった取り調べの可視化・録音録画は、この特別部会の答申をもとに、法案成立を経て、2017年、わが国として初めてその一歩を踏み出した。しかし、そこで定められていた施行後3年後見直しの議論は、現在、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」で進められているものの、滞留している感は否めない。筆者のみる限り、当初目指されていたはずの範囲拡大に向けたステップという趣とはかなり異なっており、依然として法務当局には、「人権よりも治安重視」のわが国の気風が色濃く残っているとの感を禁じ得ない。

ICリコーダーが誰でも安価に手に入り、日常の会話自体が簡単に録音できるこの時代にありながら、

重要な証拠価値を持つはずの取り調べの可視化を義務付けられているのは、全体の3%程度の裁判員裁判と検察特捜事件のみであり、未だにその大部分において禁じられている。

冤罪の温床である「人質司法」が未だに続くことを憂慮せざるを得ない。なぜこのようなことが未だに引き続けているのか？

2 顕著になっている捜査機関のほころびと人権意識

一方では近時、様々な事象から、検察を中心とした捜査機関のほころびが露わになっている。

いわゆる袴田事件の再審無罪が先日(10月9日)、検察の上訴権放棄により確定した。1966年8月18日の逮捕拘留以来、袴田さんの無実が公式に認められるまで、実に58年余りもの年月を要したのである。殺人犯・死刑囚の汚名を着せられ続けた不条理、取り戻すことのできない年月の重み、そして拘禁症状を発するまでの極限状況に置かれ続けてきたこと等、言い尽くすことのできない人権侵害の実態が世の隅々にまで知らされることとなった。

ただそういったなかにおいても人々は、いったいなんでこんなことになってしまったのだろう、という率直な驚きとともに、世の中には、通常あり得ないことが時々おきてしまうんだなあ、というようなとらえ方もされているのかもしれない。そもそもわが国がこのような人権侵害をおこしてしまうような「素地」を内包している、とまでは思っていない人が多いのではないだろうか。

冤罪事件に対するメディアの報道も、多くは事案そのものの特異性に終始しており、いったいなんでこんなことになってしまったのだろう、世の中には、通常あり得ないことが時々おきてしまうんだなあ、という上述のような感慨を読み手に与えるにとどまっています、人質司法と言われる問題をいかに解消するか、その決め手となる可視化の全面実施という論点にはあまり触れられることがない。

一言で言えば、検察・警察の側の伝統的な使命感は、こういうことではないか。とにかく犯人とおぼしき者は捕らえて、閉じ込めて、搾り上げて、自白調書によって罪を「証明」する。そして罰を与えることによって被害者遺族の恨みを晴らす、あるいは天下の大罪人を検察が懲らしめる。そのような図式をマスコミ報道によってショーアップさせる。そのことによって市民の安寧(の感覚あるいは錯覚)を確保する。

後述のような相次ぐ諸事案¹をみるならば、そこには多少の冤罪が生じて仕方がないという含意さえ透けてみえると言ってしまうは言い過ぎであろうか。

そしてこのような図式のなかで、日本国民は、お上にひたすら「守ってもらおう」べき立場であり、「守ってもらおう」以上は文句をいうな、という存在となっている。人々の、「平穏な日々を過ごすためにはそのような立場に甘んじて仕方がない」という潜在意識に依拠して成り立っているように思えるのだ。

なお、3年後見直しの趣旨がないがしろにされかねない目下の現状を打破すべく、当時の「新時代の刑事司法制度特別部会」における一般有識者5名²は現在も連携を維持している。

ここ数年頻りに露見している、人質司法に端を発する諸事案の再審請求や国賠訴訟等¹にもっと目が向けられれば、世論もまともな方向に動いてくれるのではないかという期待を持ちながら勉強会と、機を捉えての発信を継続している。

1 湖東記念病院事件、参院選広島選挙区大規模買収事件、大川原化工機事件、プレサンス事件、五輪汚職事件、福井市女子中学生殺人事件、飯塚事件等々
2 周防正行、松木和道、村木厚子、安岡崇志と筆者の5名。

3 社会に漂う「雰囲気」とその長年の生成過程

筆者は、連合の会長を退いた2021年10月の定期大会における冒頭あいさつのなかで、社会に漂う「雰囲気」に関して以下のような思いを述べた。一部を抜粋する。

わが国の社会は長期にわたり将来不安に覆われてきたなかで、「社会のことより自分のこと」「将来のことより今のこと」といった認識が社会に蔓延していると言われていました。まさに「今だけ金だけ自分だけ」、自己責任論のなれの果てです。

その一方では、職場や社会の中で、対立状態を許さない強い「同調圧力」があるとの指摘もあります。これは、先日、連合総研と連合の共催による「未来塾」で講義をいただいた、ワークルール検定の生みの親、北海道大学名誉教授の道幸哲也先生の問題指摘なのですが、自主性や多様性が重視されていても、それは建前上のレベルにとどまり、異端や対立が好まれないことから、結局は意見を交わしたり議論したりすることを避け、忖度をする、あるいは無関心を決め込むなどの姿勢につながっているというものです。

その結果、権威にあらがわれないという意識、長いものには巻かれろという弱さも私たち日本の社会に根深くはびこっているのではないのでしょうか。

前項で述べたこととも通底するのであるが、この国に漂っている雰囲気、私たち日本人のこのような受け身の姿勢は、いずれも人権意識の伸長を阻んでいる重要なファクターと思える。これらは、いったいどのようにしてできあがったものなのだろうか？

西欧における近代国家形成の過程のなかでできあがってきた「人権」という概念は、「民主主義」の思想とセットで成り立ってきたものと考えられる。いわば車の両輪である。

一方わが国は、その「民主主義」を含めて、西欧からの文物・思想を、明治維新の前夜から一挙に大量に招き入れてきたわけだが、それらのおびただしいアイテムのなかで、いわゆる殖産興業や富国強兵に関する事柄のような、ハードウェアに関わるものについては、驚くべき取り込み能力の高さにより急速に西欧のレベルへのキャッチアップに成功した。その一方で、「民主主義」という、国と社会の根幹のありように関わる事柄に関しては、そろりそろりと細心の注意を払いながら招き入れてきた(あるいは招き入れなかった)と言えよう。

明治政府はその草創期において、慎重かつ大胆な試行錯誤を重ねつつ、その権力を構築してきた。そこでは一貫して、西欧列強の侵入を防ぐという至上命題のもとに、中央集権国家としての盤石な体制を樹立することに全精力が集中されてきた。

そのようななかで称揚された精神性の骨格は、「家父長制」であり、そして国家神道であり教育勅語の世界であった。まさに前述の「権威にあらがわれないとい

う意識」なのである。

しかしこのような枠組みは1945年の終戦を境に大きく転換したはずだと、我々は思いがちであるが、果たしてどうであろうか？

確かに、戦後のGHQによる民主化は、このような「人権」をとりまく状況を一変させる大きな機会となるはずであった。しかし1952年の独立回復までのGHQの統治の過程において、彼らの内部抗争のなかで、当時のソビエト連邦・中華人民共和国からの赤化の影響を排除する考えが主流をなしたことによって、「人権」重視を含めた理想主義が抑制されたことが未だに影を落としていると筆者は考える。結果としてわが国の人権思考は、いかにも中途半端なままに推移をしているのが実態と見ざるを得ないのだ。

NHKの連続テレビ小説、いわゆる朝ドラの2024年度前期110作目は、「虎に翼」というわが国初の女性弁護士・裁判官の三淵嘉子をモデルとしたものであったが、そこで再三引用された条文が憲法第14条の1であったことは象徴的であった。

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

選択的夫婦別姓をはじめとして、このドラマでは、人権に関わる多くの事柄が、この国においては未解決であることが示されたが、同時に、そのようなことへの疑問や切迫感が世の中にどこまであるのか、それらが適当に流されてしまうような雰囲気依然として染まってしまっているのではないかと等々、実に意味のある警鐘をならしていたドラマであったと思う。

長年の矛盾が俎上にあげられ、国からの謝罪と補償の対象となったハンセン病や優生保護法の問題も、本来、私たち国民は自分の問題としてとらえる必要がある。ことほど左様に人権問題は、未だにお上に任せっぱなしの意識にひたっているのが実情と思われるのだ。

4 モードを変える手立て・ その1～政治構造

先述のように、車の両輪ともいえる「人権」と「民主主義」の関係からしても、政治構造の如何が人権問題の前進に決定的な鍵を握っていることは明白である。一方、多くの民主主義国家においては、いわゆる二大

政党的運営が政策進化の機能を果たしているが、わが国においては今もってそのような展望を持つには至っておらず、そのことが人権の問題にも大きな影を落としていると見ざるを得ない。

2009年～2012年に成立した民主党政権は二大政党的運営の一端を担う存在であるかの期待を持たせたが、その瓦解後は、数次の国政選挙のたびに、有力な選択肢としての存在感を低減させてきた。

そもそもこの民主党政権を振り返ってみても、政治学者の山口二郎・中北浩爾のご両名がその編著書における対談で喝破されているように、実は、政権における社会民主主義的な政策は党全体の理念・認識に裏打ちされておらず、新自由主義的政策が混在していた。（「民主党政権とは何だったのか」288～292ページ・岩波書店2014年）

そもそも当時の政権成立自体が、社会民主主義的な政策が強く支持されたことの結果であったとはいえない。自由民主党の様々な不祥事に対して有権者がお灸をすえたという要素が少なからずあり、いわば敵失に恵まれた末の政権交代であったことは否めない。

先の第50回衆議院総選挙（10月27日投開票）では、2012年以来久々の与野党拮抗の状況が生まれたが、その後の状況からは二大政党的運営に向かう兆しは依然不透明である。有権者からの手痛い審判をくらったはずの自公政権だが、一部の野党のサポートを受けつつその延命を視野におく状況にあり、いわゆる裏金騒動に端を発した政治改革問題に決着をつけるというモードすら雲散霧消しかねない実態にある。ましてや、人権問題を重視する社会民主主義的な発想をかたやの軸とする西欧民主主義国家の二大政党的運営とは全く様相を異にしたままと言わざるを得ない。

モードを変える手立てとして最も有効なツールたるべき政治構造については、今回の選挙結果が今後に向けたきっかけとなることを期待したいが、現実には視界不良と言わざるを得ない。

5 モードを変える手立て・ その2～連合運動

筆者は連合本部の事務局長・会長として様々な取り組みに関わってきた。人権問題への取り組みも数々あるなかで、代表的なものをいくつか挙げておきたい。

まず第一は、文字通りの人権問題対策である。不当な差別、拉致問題、冤罪事件などの人権侵害や、就職

差別などの問題に対する学習活動、政策立案等である。連合結成前のナショナルセンター時代から引き継いできている狭山事件についての再審請求支援や北朝鮮による拉致問題等の具体活動をあわせ持ちながら、人権侵害の救済をはかる機関の設置や、法の整備を求めてきている。

次には、最大の人権侵害ともいえる戦争の歴史を直視し、その過ちを繰り返さないための取り組みである。「平和行動」との総称のもと6月の沖縄、8月の広島・長崎、9月の根室と、それぞれ数千人規模の集会と学習ラリー等を展開している。

その取り組みとも連動しつつ核兵器廃絶の取り組みにも力を入れている。ニューヨークの国連本部で5年毎に開催されている「核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議」に「核兵器廃絶ニューヨーク行動」として参加を続けるとともに、「核兵器廃絶1000万署名」を実施し、日本国政府と国連に提出し、国際社会への呼びかけを続けている。(2020年には約824万筆超の署名を集約した)また、核兵器保有国の駐日大使館や総領事館に対し、核兵器の削減・廃絶と核兵器開発の中止を訴える行動も続けている。

これらの取り組みはあまり一般マスコミの報道にも載らず、世の中には目立っていないが、組織内のより多くの人々に人権問題に目を向けてもらう取り組みとしては、その規模感や、若者を取り込んでの展開等、わが国におけるこの種の活動の中でも出色のものとする。

連合運動の根幹は「力と政策」である。いわば上述の組織運動(力)と相呼応するものとして、連合の政策はその全てにおいて人権重視の概念に裏打ちされている。本稿においてはそれらの連合の個別政策を取り上げ、網羅することとはならないが、これらの人権重視の概念は、国際労働運動における連帯において共有するところの人権思想と通底しているものであることを指摘しておきたい。

近時、夫婦別姓問題をはじめとした国連女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告(直近では2024年10月29日)が報道され、わが国の実態と世界の民主主義国の潮流のギャップが際立つ一方となっていることが明らかになっている。連合には、人権侵害救済法の制定、人権救済機関の設置をはじめとしたこれまでの政策要求を堅持するとともに、関わる諸問題をさらに深掘りし、発信力を高め、時宜を得た取り組みを展開していくことが求められる。

そしてまさに、これらの取り組みこそ、わが国に長年染み付いてしまった、家父長的な思考や権力にあらがわないという意識に対置されるものであり、わ

が国社会の有り様として、西欧の民主主義が実現してきた、人権を中心に据える大きな概念を目指す枠組みと言えるのではなからうか。

これらの問題解決に真摯に向き合うとともに、政治状況にも一定の影響力を有する連合が、前述のような運動と政策を展開していることを敷衍してとらえるならば、二大政党的運営を支える唯一最大の組織としての機能発揮が、人権問題のステージを浮揚させるモード変革の最大の決め手であることの認識を自他ともに深める必要がある。

6 筆者の関りのその後

筆者は今、「日本の死刑制度を考える懇話会」にその一員として参画している。この懇話会は、日本における死刑制度のあり方を議論するため、法曹関係者、学識経験者、ジャーナリスト、国会議員ら16人が委員となり今年の2月29日に発足したもので、日弁連が事務局を務めている。今秋には関係諸機関に対して提言を伝えることとしている。私は過日この場に意見書を提出した。以下に総論部分のみ抜粋する。

人が人を殺すという所業は、今後、根絶されるか限りなく減じられることが望ましく、私たちがその理想に向かうべきことは明らかと考えます。人類は幾多の悲惨な歴史を繰り返しながらも趨勢的にはその方向に向かっているものと認識します。国家間の戦争・紛争に関しても人間同士のいさかいにおいても、そのような理想の追求は私たちの責務であると考えます。

死刑制度は国家権力が人の命を奪うということを公に認めている制度です。民主主義国家における国家権力とは民選の議員がそのあり方を決めていくものですから、言うならば、私たち自身が人の命を奪うという行為を行っているということに他なりません。

しかし私たちはこの死刑制度について正面から向き合ってその是非を考えているのでしょうか?そしてその考察をするための前提となる諸事項の事実認識は十分なのでしょうか?

いずれも、はなはだ心もとない実情にあると言わざるをえません。

その間にも、長年にわたって死刑は執行され続けてきました。そして、いくつかの由々しき問題が解決されないまま今日に至っています。

加えて、国際場裏において、とりわけEUを中心とした先進国との対比において日本は極めて異質の国となってしまっています。外交上においても問題を

生じています。そのような国益の観点もほとんどの国民は認識をしないまま年月が過ぎて行っています。

これらの諸点を踏まえるならば、主権者の代表で構成される国会において、死刑制度の抱えている諸問題の克服と、制度存廃の是非に関して調査・検討を行い、得られた結論ごとに速やかに実行につなげていくための合議の場が早急に設定されるべきと考えます。

その際、そこでの事実認識や議論内容が、透明性を持って同時並行的に国民に供せられるべきことは言うまでもありません。

OECD諸国のなかで国全体として死刑制度を残し執行しているのはもはや日本だけとなっている。そのこと一つとっても残念ながらわが国は人権後進国と言わざるを得ない。少なくともその有り様についての国会・政府レベルでの議論が不可欠であり、筆者も懇話会の一員としてその実現に向けて努力を重ねていることを最後に述べておく。